

令和4年3月

第2回

横手市議会  
定例会議案

## 令和4年第2回横手市議会3月定例会議案一覧表

(1) 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	当日配付
(2) 報告第5号	専決処分の報告について	1 ~ 2
(3) 報告第6号	専決処分の報告について	3 ~ 4
(4) 報告第7号	専決処分の報告について	5 ~ 6
(5) 報告第8号	専決処分の報告について	7 ~ 8
(6) 報告第9号	専決処分の報告について	9 ~ 10
(7) 報告第10号	放棄した債権の報告について	11 ~ 13
(8) 議案第3号	横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例	14 ~ 16
(9) 議案第4号	横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	17 ~ 21
(10) 議案第5号	横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	22 ~ 27
(11) 議案第6号	横手市児童館設置条例の一部を改正する条例	28 ~ 29
(12) 議案第7号	横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	30 ~ 53
(13) 議案第8号	横手市都市公園条例の一部を改正する等の条例	54 ~ 57
(14) 議案第9号	横手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例	58 ~ 61
(15) 議案第10号	横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例	62 ~ 64

(16) 議案第11号	辺地に係る総合整備計画について	65 ~ 66
(17) 議案第12号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	67
(18) 議案第13号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	68
(19) 議案第14号	公の施設の指定管理者の指定期間の変更について	69
(20) 議案第15号	公の施設の利用に関する協議について	70
(21) 議案第16号	権利の放棄について	71
(22) 議案第17号	権利の放棄について	72
(23) 議案第18号	権利の放棄について	73
(24) 議案第19号	市道路線の廃止について	74 ~ 75
(25) 議案第20号	市道路線の認定について	76 ~ 79
(26) 議案第21号	令和3年度横手市一般会計補正予算(第12号)	予算書の頁
(27) 議案第22号	令和3年度横手市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(28) 議案第23号	令和3年度横手市介護保険特別会計補正予算(第3号)	予算書の頁
(29) 議案第24号	令和3年度横手市市営介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	予算書の頁
(30) 議案第25号	令和3年度横手市財産区特別会計補正予算(第1号)	予算書の頁
(31) 議案第26号	令和3年度横手市病院事業会計補正予算(第4号)	予算書の頁

(32)	議案第27号	令和3年度横手市水道事業会計補正予算 (第2号)	予算書の頁
(33)	議案第28号	令和3年度横手市下水道事業会計補正予算 (第3号)	予算書の頁
(34)	議案第29号	令和4年度横手市市営温泉施設特別会計 への繰入れについて	80
(35)	議案第30号	令和4年度横手市浄化槽市町村整備推進 事業特別会計への繰入れについて	81
(36)	議案第31号	令和4年度横手市一般会計予算	予算書の頁
(37)	議案第32号	令和4年度横手市国民健康保険特別会計 予算	予算書の頁
(38)	議案第33号	令和4年度横手市後期高齢者医療特別会 計予算	予算書の頁
(39)	議案第34号	令和4年度横手市介護保険特別会計予算	予算書の頁
(40)	議案第35号	令和4年度横手市市営介護サービス事業特 別会計予算	予算書の頁
(41)	議案第36号	令和4年度横手市市営温泉施設特別会計 予算	予算書の頁
(42)	議案第37号	令和4年度横手市土地区画整理事業特別 会計予算	予算書の頁
(43)	議案第38号	令和4年度横手市浄化槽市町村整備推進 事業特別会計予算	予算書の頁
(44)	議案第39号	令和4年度横手市財産区特別会計予算	予算書の頁
(45)	議案第40号	令和4年度横手市病院事業会計予算	予算書の頁
(46)	議案第41号	令和4年度横手市水道事業会計予算	予算書の頁
(47)	議案第42号	令和4年度横手市下水道事業会計予算	予算書の頁

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年1月28日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                        |
|---|--------|------------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年12月20日（月）午前10時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                   |
| 3 | 相手方    |                        |
| 4 | 事故の概要  |                        |
| 5 | 損害賠償額  | 650,474円               |

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、人身事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年2月7日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                       |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年12月13日（月）午後4時40分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                  |
| 3 | 相手方    |                       |
| 4 | 事故の概要  |                       |
| 5 | 損害賠償額  | 374,442円              |

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

専決第6号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、人身事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年2月7日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                       |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和3年12月13日（月）午後4時40分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                  |
| 3 | 相手方    |                       |
| 4 | 事故の概要  |                       |
| 5 | 損害賠償額  | 30,615円               |

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

専決第7号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年2月8日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                       |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年1月28日（金）午前10時35分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                  |
| 3 | 相手方    |                       |
| 4 | 事故の概要  |                       |
| 5 | 損害賠償額  | 54,810円               |

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

専決第8号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、人身事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年2月9日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                      |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年2月1日（火）午前10時40分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                 |
| 3 | 相手方    |                      |
| 4 | 事故の概要  |                      |
| 5 | 損害賠償額  | 26,718円              |

報告第10号

放棄した債権の報告について

横手市債権の管理等に関する条例（平成28年横手市条例第2号）第13条第1項の規定により、別紙のとおり市の債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

# 別紙

## 債権放棄の報告

横手市債権の管理等に関する条例第13条第1項の規定に基づき、次の債権を放棄したので、同条第2項の規定に基づき次のとおり報告する。

債権の名称 (所管部局名)	債権の金額 (円)	人数 (人)	件数 (件)	放棄の根拠となる条項
横手市空家安全対策緊急飛散 防止対策工事実施費用 (市民福祉部生活環境課)	88,650	1	1	第13条第1項第1号(生活困窮等) 放棄決定日:令和3年11月25日
臨時福祉給付金過誤払金 (市民福祉部社会福祉課)	8,000	1	1	第13条第1項第1号(生活困窮等) 放棄決定日:令和3年12月21日
学校給食費 (教育指導部学校給食課)	1,090,505	9	7	第13条第1項第1号(生活困窮等)及び同項第7号 (私債権の時効満了かつ債務者の時効援用) 放棄決定日:令和3年12月28日

債権の名称 (所管部局名)	債権の金額 (円)	人数 (人)	件数 (件)	放棄の根拠となる条項
空家に係る緊急措置実施費用 (市民福祉部生活環境課)	22,000	1	1	第13条第1項第1号(生活困窮等) 放棄決定日:令和4年1月6日
母子及び寡婦家庭住宅整備資金 (市民福祉部子育て支援課)	573,668	8	1	第13条第1項第6号(徴収停止後無資力) 放棄決定日:令和4年1月7日

議案第3号

横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日提出

横手市長 高橋 大

提案理由

横手市交流センターにおいて横手市Bizサポートよこて事業を実施するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市交流センター設置条例の一部を改正する条例

横手市交流センター設置条例（平成22年横手市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
(施設) 第3条 センターを構成する施設は、次のとおりとする。 (1) Y <sup>2</sup> ぷらざ ア～カ [略]  キ [略] (2)・(3) [略]				(施設) 第3条 センターを構成する施設は、次のとおりとする。 (1) Y <sup>2</sup> ぷらざ ア～カ [略] <u>キ Bizサポートよこて</u> ク [略] (2)・(3) [略]			
別表（第6条、第13条関係）				別表（第6条、第13条関係）			
（消費税を含む。）				（消費税を含む。）			
区分	単位	使用料の額	備考	区分	単位	使用料の額	備考
[略]				[略]			

市民活動	[略]			
センター	研修室3	[略]		
	研修室4	営利を目的 としない場 合		250円
		営利を目的 とする場合		800円
	[略]			
[略]				
備考				
1～7 [略]				

市民活動	[略]		
センター	研修室3	[略]	
	[略]		
[略]			
備考			
1～7 [略]			

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 号

横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和し、及び育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の育児休業等に関する条例（平成17年横手市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。) <u>第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を第17条において準用する場合を含む。)、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>

(1) ・ (2) [略]

(3) 次のいずれにも該当しない非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

(イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日。以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(ウ) [略]

イ・ウ [略]

(部分休業を請求することができない職員)

(1) ・ (2) [略]

(3) 次のいずれにも該当しない非常勤職員

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日。以下「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) [略]

イ・ウ [略]

(部分休業を請求することができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) [略]
- (2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) [略]
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）

(妊娠又は出産等の申出があった場合における措置等)

第23条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者の妊娠又は出産その他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理

由として、当該職員が不利益な取扱いを受けないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第24条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 5 号

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

国の保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業の実施に伴い、保育士の業務に従事する者に保育業務手当を支給するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

横手市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年横手市条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p>(高所作業手当)</p> <p>第4条 <u>高所作業に従事する職員</u>の特殊勤務手当は、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所<del>で</del>工事現場の監督に従事したとき、又は消防職員が地上10メートル以上の高所で消防作業等（署内訓練を除く。）に従事したときに支給する。</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(12) [略]</p> <p><u>(13) 保育業務手当</u></p> <p>(高所作業手当)</p> <p>第4条 <u>高所作業手当</u>は、地上10メートル以上の足場の不安定な箇所<del>で</del>工事現場の監督に従事したとき、又は消防職員が地上10メートル以上の高所で消防作業等（署内訓練を除く。）に従事したときに支給する。</p>

2 前項に規定する手当の額は、次に掲げる額とする。

(1) 職員が地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で工事現場の監督に従事した場合 日額200円(半日の場合は100円)

(2) 消防職員が地上10メートル以上の高所で消防作業等に従事した場合 1回300円

(夜間看護業務手当)

#### 第7条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、その勤務1回につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合  
7, 300円

(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合  
ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合  
3, 550円

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 職員が地上10メートル以上の足場の不安定な箇所で工事現場の監督に従事した場合 従事した日1日につき200円。ただし、半日の場合は、100円とする。

(2) 消防職員が地上10メートル以上の高所で消防作業等に従事した場合 その勤務1回につき300円

(夜間看護業務手当)

#### 第7条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) その勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合  
その勤務1回につき7, 300円

(2) その勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合  
ア 深夜における勤務時間が4時間以上である場合 その勤務1回につき3, 550円

イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 3,100円

(介護等業務手当)

第8条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、その勤務1箇月につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 知的障害者援護施設に勤務する職員 6,000円

(2) 老人福祉施設及び介護老人保健施設に勤務する職員 8,000円

(清掃業務等手当)

第10条 [略]

2 前項に規定する手当は、月額6,000円とする。

(災害、緊急出動手当)

第11条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、その勤務1回につき次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

イ 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満である場合 その勤務1回につき3,100円

(介護等業務手当)

第8条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 知的障害者援護施設に勤務する職員 月額6,000円

(2) 老人福祉施設及び介護老人保健施設に勤務する職員 月額8,000円

(清掃業務等手当)

第10条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、月額6,000円とする。

(災害、緊急出動手当)

第11条 [略]

2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 機関員の業務に従事した者 300円

(2) 前号の業務以外の業務に従事した者 240円

(潜水作業手当)

第13条 潜水作業手当は、職員が潜水器具を潜水作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、その従事した日1日につき350円とする。

(火葬業務手当)

第14条 火葬業務手当は、斎場において火葬業務に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当は、月額5,000円とする。

(1) 機関員の業務に従事した場合 その勤務1回につき300円

(2) 前号の業務以外の業務に従事した場合 その勤務1回につき240円

(潜水作業手当)

第13条 潜水作業手当は、職員が潜水器具を装着し、潜水作業に従事したときに支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき350円とする。

(火葬業務手当)

第14条 火葬業務手当は、斎場において火葬業務に従事する職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、月額5,000円とする。

(保育業務手当)

第15条 保育業務手当は、市立保育所に勤務する職員のうち、保育士の業務に従事した職員に支給する。

2 前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき45

<p>(併給の禁止)</p> <p><u>第15条</u> [略]</p> <p>(支給方法)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第17条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p>	<p><u>0円とする。</u></p> <p>(併給の禁止)</p> <p><u>第16条</u> [略]</p> <p>(支給方法)</p> <p><u>第17条</u> [略]</p> <p>(委任)</p> <p><u>第18条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、<u>別に</u>定める。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の横手市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和4年2月1日から適用する。

議案第 6 号

横手市児童館設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

大沢児童館及び神成児童館を廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市児童館設置条例の一部を改正する条例

横手市児童館設置条例（平成22年横手市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]		[略]	
大森子どもと老人のふれあいセンター	[略]	大森子どもと老人のふれあいセンター	[略]
<u>大沢児童館</u>	<u>横手市大沢字大沢34番地</u>		
昼川児童館	[略]	昼川児童館	[略]
神成児童館	横手市大森町袴形字南神成49番地		
[略]		[略]	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 議案第7号

### 横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日提出

横手市長 高橋 大

#### 提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和3年政令第253号）の施行に伴い、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

横手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 横手市国民健康保険税条例（平成17年横手市条例第171号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の所得割額)</p>
<p>第3条 [略]</p>	<p>第3条 [略]</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の被保険者均等割額)</p>
<p>第4条 [略]</p>	<p>第4条 [略]</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る<u>基礎課税額</u>の世帯別平等割額)</p>
<p>第5条 [略]</p>	<p>第5条 [略]</p>
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額 の所得割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税 額の所得割額)</p>
<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>賦課期日の属する年の 前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の</u></p>	<p>第6条 第2条第3項の所得割額は、<u>基礎控除後の総所得金 額等に100分の2.61</u>を乗じて算定する。</p>

2. 61 を乗じて算定する。

第25条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第26条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第25条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金

第25条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第26条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第25条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当す

額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）」とする。	る金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。) <u>及び</u> 」とする。
--------------------------------	---------------------------------------------

第2条 横手市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保</p>

険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条及び第25条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条及び第25条において同じ。)以外の世帯 20,800円

(2)・(3) [略]

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第15条 国民健康保険税の賦課期日後に納付義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第25条の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 [略]

(国民健康保険税の減額)

険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第8条及び第25条第1項において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第8条及び第25条第1項において同じ。)以外の世帯 20,800円

(2)・(3) [略]

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第15条 国民健康保険税の賦課期日後に納付義務が発生した者には、その発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額(第25条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。)を課する。

2～8 [略]

(国民健康保険税の減額)

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合は、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同

第25条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合は、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号

じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額  
被保険者(第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。)1人について16,870円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。)1人について16,870円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) [略]

ウ～カ [略]

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額  
被保険者（第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) [略]

ウ～カ [略]

(ア)～(ウ) [略]

ウ～カ [略]

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。）1人について12,050円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) [略]

ウ～カ [略]

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額  
被保険者（第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,820円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) [略]

ウ～カ [略]

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条の4第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,820円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア)～(ウ) [略]

ウ～カ [略]

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下

「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額する者とした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（１） 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

ア 前項第 1 号アに規定する金額を減額した世帯 3, 6 1 5 円

イ 前項第 2 号アに規定する金額を減額した世帯 6, 0 2 5 円

ウ 前項第 3 号アに規定する金額を減額した世帯 9, 6 4 0 円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1 2, 0 5 0 円

（２） 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第25条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第26条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第25条の

等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 975円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,625円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,250円

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第25条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第26条の2において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第2

2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

#### 附 則

##### 1～9 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所

5条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

#### 附 則

##### 1～9 [略]

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所

得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯主に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係

得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第25条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯主に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式

る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条

等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1 2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第

の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

1.3 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における

35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

1.3 [略]

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

1.4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における

第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の

第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35

2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1.6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、

条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1.6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2

同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1.7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条中「及び山林所得

項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 1.7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第25条第1項中

金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び第25条

「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 18 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。))に規定する特例適用利子等の額(以下この条及び

において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互

第25条第1項において「特例適用利子等の額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額(」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

(特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する

主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額

（以下この条及び第25条において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、

相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額

（以下この条及び第25条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項と、「山林所得金額の合計額（」とあるのは

「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第25条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、

第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者

第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

21 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者

若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の

若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第25条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第25条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適

額」とする。

22～24 [略]

用配当等の額」とする。

22～24 [略]

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 第2条の規定による改正後の横手市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 8 号

横手市都市公園条例の一部を改正する等の条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

横手公園スキー場を廃止するため、現行条例の一部を改正等したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市都市公園条例の一部を改正する等の条例

(横手市都市公園条例の一部改正)

第1条 横手市都市公園条例（平成17年横手市条例第267号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1（第11条関係） 有料公園施設			別表第1（第11条関係） 有料公園施設		
公園名	施設の名称	施設の詳細	公園名	施設の名称	施設の詳細
横手公園	運動広場	[略]	横手公園	運動広場	[略]
	スキー場	<u>スキーリフト</u>		展望台	[略]
		<u>ロープトウ</u>			
	展望台	[略]	[略]		
[略]			[略]		
別表第2（第15条、第25条関係）			別表第2（第15条、第25条関係）		
1・2 [略]			1・2 [略]		
3 法第5条第1項に定める有料公園施設を使用する場合			3 法第5条第1項に定める有料公園施設を使用する場合		

## (1) 横手公園

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額	
運動広場	[略]			
スキー場	スキーリフト	1回券	1枚 100円	
		6回券	児童・生徒 シニ 1枚 300円	
		ア		
		大人	1枚 500円	
	1日券	児童・生徒 シニ	1枚 500円	
		ア		
		大人	1枚 800円	
	ロープトウ	1回券	児童・生徒 シニ	1枚 10円
			ア	
			大人	1枚 30円
1日券		児童・生徒 シニ	1枚 100円	
		ア		
		大人	1枚 300円	

## (1) 横手公園

(消費税を含む。)

区分		単位	使用料の額
運動広場	[略]		

	スキーリフト、ロープ ウトウ共通授業割 引券	児童・生徒	1枚	250円		
展望台	[略]				展望台	[略]
備考					備考	
1・2 [略]					1・2 [略]	
3 <u>スキーリフト、ロープウトウ共通授業割引券は、学校授 業に限る。</u>					3 [略]	
4 [略]					(2) ~ (7) [略]	
(2) ~ (7) [略]						

(横手市緑地休養センター設置条例の廃止)

第2条 横手市緑地休養センター設置条例（平成17年横手市条例第242号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 9 号

横手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出

横手市長 高 橋 大

提案理由

奨学金の貸付金額及び償還期間を見直すため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例

横手市奨学金貸付条例（平成17年横手市条例第289号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 奨学金の貸付金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大学等 月額 <u>40,000円</u></p> <p>(奨学金の貸付期間)</p> <p>第5条 奨学金の貸付期間は、<u>その学校における最短修学年</u> <u>限とする。</u></p> <p>(奨学生選考委員会)</p>	<p>第4条 奨学金の貸付金額は、次のとおりとする。<u>ただし、</u> <u>市長が特に必要と認めたときは、次の各号に定める金額の</u> <u>範囲内で貸付金額を決定することができる。</u></p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 大学等 月額 <u>50,000円</u></p> <p><u>2 奨学金の貸付利子は、無利子とする。</u></p> <p>(奨学金の貸付期間)</p> <p>第5条 奨学金の貸付期間は、<u>当該奨学金を受けるに至った</u> <u>月からその高等学校等又は大学等における正規の修業期間</u> <u>(以下「修業期間」という。)を終了する月までとする。</u></p> <p>(奨学生選考委員会)</p>

第8条 [略]

2 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者を市長が委嘱する。

(1)～(4) [略]

3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(奨学金の償還)

第11条 奨学金は、無利子とし、卒業の月の1年後から又は前条の規定により奨学金の貸付けを廃止したときはその月の6箇月後から、正規の修業期間及び貸付期間の2倍の期間内に、その全額を償還しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、これによらないことができる。

(奨学金の償還猶予及び免除)

第12条 市長は、奨学生であった者に特別な事由があると認めるときは、必要な期間償還を猶予し、又は償還を免除

第8条 [略]

2 委員会の委員は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)～(4) [略]

3 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(奨学金の償還)

第11条 奨学生であった者は、貸付期間が終了した日の翌日から1年（前条の規定により奨学金を廃止した場合にあっては廃止の日の翌日から6月）を経過してから10年以内（修業期間又は貸付期間が4年を超える場合にあっては15年以内）に、奨学金を償還しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合は、この限りでない。

(奨学金の償還猶予及び免除)

第12条 市長は、奨学生であった者に特別な事由があると認めるときは、必要な期間について償還を猶予し、又は償

することができる。

還を免除することができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に改正前の横手市奨学金貸付条例の規定により貸付けを決定された奨学金については、なお従前の例による。

議案第10号

横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

横手市雄物川テニスコートを廃止するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 横手市社会体育施設設置条例の一部を改正する条例

横手市社会体育施設設置条例（平成17年横手市条例第309号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第2条関係）		別表第1（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
[略]	[略]	[略]	[略]
横手市十文字卓球場	[略]	横手市十文字卓球場	[略]
<u>横手市雄物川テニスコート</u>	<u>横手市雄物川町今宿字前田面17番地</u>		
ト			
[略]	[略]	[略]	[略]
別表第2（第7条、第14条関係）		別表第2（第7条、第14条関係）	
1～15 [略]		1～15 [略]	
<u>16 雄物川テニスコート</u>			
		(消費税を含む。)	
単位	使用料の額		

1面 1時間につき	200円		
備考			
<u>1 使用者が市外に住所を有する場合における使用料の額は、この表に定める額に100分の200を乗じて得た額とする。</u>			
<u>2 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、これを1時間とする。</u>			
<u>17</u> [略]	<u>16</u> [略]		
<u>18</u> [略]	<u>17</u> [略]		
<u>19</u> [略]	<u>18</u> [略]		
<u>20</u> [略]	<u>19</u> [略]		
<u>21</u> [略]	<u>20</u> [略]		

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 1 1 号

辺地に係る総合整備計画について

辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり定める。

令和 4 年 2 月 2 2 日 提出  
横手市長 高 橋 大

提案理由

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

# 総合整備計画書

秋田県横手市狙半内辺地  
(辺地の人口 395人 面積 41.3k㎡)

## 1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 横手市増田町狙半内全域
- (2) 地域の中心の位置 横手市増田町狙半内字岩ノ目61番地2
- (3) 辺地度数 179点

## 2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、横手市の南部に位置し、東部は東成瀬村、西部は湯沢市に接しており、市の中央部を流れる雄物川の支流である狙半内川沿いに家屋が点在する里山型の辺地である。主な産業は農林業で稲作が中心であるが、本地域では若年層の減少と高齢化の進行が著しく、市街地との生活格差の改善は進んでいない。

このことから、地域格差の是正と地域の活性化を図るため、以下の公共的施設の整備を必要とする。

### (市道)

天下森スキー場及び周辺施設に通じる市道は路面が劣化し、安全安心な交通に支障があることから、市道の整備を行う必要がある。

### (観光又はレクリエーションに関する施設)

地域の貴重な観光施設であり、地域住民が集う場所として重要な役割を果たしている天下森スキー場及び周辺施設について、施設や設備の老朽化により安全安心な運営やサービスの低下が懸念されていることから、計画的な改修を行っていく必要がある。

## 3 公共的施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち辺地対策事業債の予定額
			特定財源	一般財源	
市道	横手市	144,611	—	144,611	144,600
観光又はレクリエーションに関する施設	横手市	939,784	—	939,784	895,300
合計		1,084,395	—	1,084,395	1,039,900

## 議案第12号

### 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した、横手市の公の施設の指定管理者の指定期間を次のとおり変更する。

1 公の施設の名称

横手市天下森スキー場

2 指定する団体の名称

株式会社 天下森振興公社

3 指定の期間

変更前 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

変更後 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年2月22日提出

横手市長 高橋 大

### 提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議案第13号

### 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した、横手市の公の施設の指定管理者の指定期間を次のとおり変更する。

1 公の施設の名称

横手市自然体験型交流施設 天下森ふれあい農園

2 指定する団体の名称

株式会社 天下森振興公社

3 指定の期間

変更前 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

変更後 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年2月22日提出

横手市長 高橋 大

### 提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議案第14号

### 公の施設の指定管理者の指定期間の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定した、横手市の公の施設の指定管理者の指定期間を次のとおり変更する。

1 公の施設の名称

横手市農林水産物直売・食材供給施設 地域ふれあい施設たかね

2 指定する団体の名称

株式会社 天下森振興公社

3 指定の期間

変更前 平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

変更後 平成31年4月1日から令和5年3月31日まで

令和4年2月22日提出

横手市長 高橋 大

### 提案理由

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 議案第15号

### 公の施設の利用に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第2項の規定により、岩手県和賀郡西和賀町（以下「西和賀町」という。）の公の施設を横手市の住民の利用に供するため、次のとおり西和賀町と協議する。

#### 1 公の施設の名称

西和賀町水道施設

#### 2 利用の区域

横手市山内黒沢字堂林、上黒沢、丸志田、蒲坂、荒沢口の全域及び上ノ山、上桑谷地、田代沢口、瀬野ヶ台、石田、下黒沢、堂の上の一部

#### 3 協議の内容

西和賀町と横手市が共同利用する水道施設の範囲、管理区分及び経費の負担方法等

令和4年2月22日提出

横手市長 高橋 大

#### 提案理由

地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第16号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

- |   |       |                                         |
|---|-------|-----------------------------------------|
| 1 | 権利の内容 | 空家等の緊急安全対策措置費用                          |
| 2 | 相手方   |                                         |
| 3 | 放棄する額 | 1,298,000円                              |
| 4 | 放棄の理由 | 相手方が著しい生活困窮状態にあり、資力の回復が困難で、徴収の見込みがないため。 |

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第17号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

- |   |       |                               |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 権利の内容 | 医療費個人負担金                      |
| 2 | 相手方   |                               |
| 3 | 放棄する額 | 127,675円                      |
| 4 | 放棄の理由 | 相手方の自己破産により、今後の債権回収が不能となったため。 |

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第18号

権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

- |   |       |                               |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 権利の内容 | 医療費個人負担金                      |
| 2 | 相手方   |                               |
| 3 | 放棄する額 | 568,990円                      |
| 4 | 放棄の理由 | 相手方の自己破産により、今後の債権回収が不能となったため。 |

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

議案第19号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

令和4年2月22日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

道路法第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 廃止路線

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
100579	大屋沼東西線	横手市大屋寺内字長谷 1 0 8	838.28	2.00 ~4.80
		横手市大屋寺内字長谷 1 0 8		
500248	天下橋線	横手市大森町字大中島 6 0 6	294.22	4.50 ~15.00
		横手市大森町字真山 2 3 3 - 2		
800069	新町折橋線	横手市大雄字新町 2 2 - 1	433.77	2.90 ~4.70
		横手市大雄字折橋 2 4 7		

議案第 20 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、次の路線を市道に認定する。

令和 4 年 2 月 22 日提出  
横手市長 高橋 大

提案理由

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

## 認定路線

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
101246	大平 3 号線	横手市大屋新町字大平187	133.52	8.70 ~18.40
		横手市大屋新町字大平602-2		
101247	尼辺東西線	横手市安本字尼辺1-23	188.94	5.50 ~12.40
		横手市安本字尼辺18-3		
101248	八幡上鶴田 1 号線	横手市八幡字上鶴田20-1	211.17	7.00 ~8.00
		横手市八幡字上鶴田21-1		
101249	八幡上鶴田 2 号線	横手市八幡字上鶴田72	120.60	7.00 ~10.80
		横手市八幡字上鶴田74		
101250	八幡上長田 6 号線	横手市八幡字上長田80-1	214.71	7.00 ~10.90
		横手市八幡字上長田109-1		
101251	八幡上長田 7 号線	横手市八幡字上長田109-1	66.82	7.00 ~10.80
		横手市八幡字上長田105-2		
101252	赤坂上後野線	横手市赤坂字上後野6	136.48	6.00 ~11.60
		横手市赤坂字上後野10-2		
101253	谷地添東西 4 号線	横手市婦気大堤字谷地添77-2	175.33	6.00 ~9.50
		横手市婦気大堤字谷地添52-7		
101254	谷地添東西 5 号線	横手市婦気大堤字谷地添49-1	48.68	6.00 ~9.40
		横手市婦気大堤字谷地添49-1		
101255	谷地添東西 6 号線	横手市婦気大堤字谷地添105-1	65.23	6.00 ~10.10
		横手市婦気大堤字谷地添106-1		

## 認定路線

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
101256	八幡上長田 8 号線	横手市八幡字上長田146-2	438.08	7.00 ~11.50
		横手市八幡字上長田144		
101257	八幡上長田 9 号線	横手市八幡字長者町1	237.35	7.00 ~10.60
		横手市八幡字長者町11		
101258	八幡上長田 1 0 号線	横手市八幡字長者町5	30.34	7.00 ~10.50
		横手市八幡字長者町5		
101259	大関越 9 号線	横手市横手町字大関越118	86.45	7.00 ~10.50
		横手市横手町字大関越115-1		
101260	谷地添東西 7 号線	横手市婦気大堤字谷地添12-1	205.05	6.00 ~9.50
		横手市婦気大堤字谷地添22-1		
101261	谷地添東西 8 号線	横手市婦気大堤字谷地添15-2	48.17	6.00 ~10.80
		横手市婦気大堤字谷地添15-5		
101262	谷地添南北 2 号線	横手市婦気大堤字谷地添5-1	282.64	4.50 ~8.10
		横手市婦気大堤字谷地添22-1		
101263	三枚橋 1 6 号線	横手市前郷字上三枚橋73	71.10	4.00 ~6.80
		横手市前郷字上三枚橋65		
500311	大森真山 1 号線	横手市大森町字町田363-1	115.92	6.00 ~11.80
		横手市大森町字真山179-2		
500312	大森真山 2 号線	横手市大森町字真山234-4	162.66	5.10 ~20.10
		横手市大森町字真山208		

## 認定路線

路線 番号	路 線 名	起 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
		終 点		
600576	西下 9 号線	横手市十文字町梨木字沖野5-1	27.64	2.40 ~3.20
		横手市十文字町字西下25-6		
600577	上沖田 3 号線	横手市十文字町佐賀会字上沖田317-13	100.06	6.00 ~9.40
		横手市十文字町佐賀会字上沖田317-1		